

別表2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法を特定すべき森林の区域
【一般民有林】

区 分	施業の方法		森林の区域		面 積 (ha)	森林経営計画における 主な実施基準（参考）（注1）
			林 班	小 班		
水源の涵養の機能の維持 増進を図るための森林施 業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林			該当なし		主伐林齢：標準伐期齢+10年 皆伐面積：20ha以下
	伐採面積の規模の縮小を行うべ き森林（注2）			該当なし		主伐林齢：標準伐期齢+10年 皆伐面積：10ha以下
森林の有する土地に関す る災害の防止機能、土壌 の保全の機能、快適な環 境の形成の機能又は保健 機能の増進を図るため の森林	長伐期施業を推進すべき森林 （注3）		16	6	0.16	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
			43	10	2.84	
			計		3.00	
	複層林施業を 推進すべき森林	複層林施業を 推進すべき森林 （択伐によるも のを除く）		共通ゾーニングのうち 山地災害防止林に指定 されている林小班全域	207.84	主伐林齢：標準伐期齢以上 皆伐面積：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の 1/2以上を維持する
				共通ゾーニングのうち 生活環境保全林に指定 されている林小班全域	13.63	
			5	3.6	5.59	
			16	6	0.16	
			43	10	2.84	
			67	172~183.215~239 277	31.96	
			71	5.6.16~19.23.24~27	31.65	
			計		293.67	
	択伐による複層 林施業を推進す べき森林		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢以上 皆伐面積：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の 7/10以上を維持する	
	特定広葉樹の育成を行う森林施 業を推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時 の立木材積を維持する	

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおり定めます。

	樹 種	主伐可能な林齢
人工林	アカエゾマツ、エゾマツ	96年生以上
	トドマツ	64年生以上
	カラマツ	48年生以上
	スギ	80年生以上
	その他針葉樹	64年生以上
	シラカバ、ドロノキ、ハンノキ類（天然林を含む）	48年生以上
	その他広葉樹	64年生以上
天然林	主として天然下種によって成立する針葉樹	96年生以上
	主として天然下種によって成立する広葉樹	128年生以上